

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第12号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（否決）

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。全労連が2018年10月から2019年1月にかけて実施した「介護労働実態調査」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約8万円も低くなっている。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は53.7%にも達し、辞めたい理由は「仕事がつらい・忙しすぎる・体力が続かない」が55.9%、「賃金が安い」が39.9%となっている。また、非正規雇用が多数を占める訪問介護労働者に対する調査では、働き続けられる介護職場にするために必要なこととして、62.0%が「賃上げ」と回答している。このように、「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。

介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について要望する。

記

- 1 介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

議員提出議案第13号

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（否決）

高齢化が進む中で、国は2025年に必要となる看護職員の数を約200万人と試算した。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金の下、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いている。日本医療労働組合連合会が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員約3万3000人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えが約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も約1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなった。

このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が74.9%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がつらい」で47.7%、次いで「賃金が安い」で36.6%という結果となっている。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の月額が約9万円にもなる地域間格差の実態がある。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきであるが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。医療施設等の安全・安心な職員体制や

医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。

このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について要望する。

記

- 1 看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

議員提出議案第14号

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書（可決）

国内の新型コロナウイルス感染者の累計は、令和2年6月1日時点で1万6884名となっており、うち死亡者は892名となっている。本市では、令和2年4月9日に3人目の感染者を確認して以来、新規感染者は確認されていないものの、予断を許さない状況が続いており、感染拡大の第2波、第3波も想定した医療・検査体制の強化が必要である。

市内においては、倒産する企業が出始め、多くの労働者が解雇されるなど、深刻な経済的影響が発生している。また、ねぶた祭の中止により、今後、影響がさらに拡大していくことが必至で、なりわいを維持するための対策が必要である。

新型コロナウイルス感染症対策は長期化することも予想され、市民生活や地域経済等が大きな影響を受け、リーマンショックを超える危機的状況が発生することも見込まれる。

市民の命と暮らしを守るためには、安心・安全な生活確保と地域経済への継続的な支援が必要である。地方自治体が速やかな対策と十分な支援が行えるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、検査体制及び医療提供体制の維持・強化のために必要な財源を確保するとともに、具体的な対策を講じること。
- 2 住民生活や地域経済に対し、地方自治体が必要かつ十分な支援を講じることができるよう、今後も引き続き、追加の補正予算を措置するなど確実な財源確保対策を講じること。
- 3 特に、地域を代表する観光イベントに対する支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日
